

4. 大規模災害時の情報交換に関する協定について

四国地方建設局と陸上自衛隊第2混成団が締結した大規模災害時の情報交換に関する協定

四国地方建設局と陸上自衛隊第2混成団（香川県善通寺市）は平成10年3月11日、大規模災害時の情報交換に関する協定を締結した。

関係省庁の現場レベルで災害情報の交換をするのが目的で、自衛隊の緊急輸送路や迂回路の確保のため、河川や道路の状況などを伝え、早く人命救助などに対処できるようにするものである。

協定は、震度5以上の地震や風水害で大規模な災害が発生した場合、河川などのパトロールやヘリコプターからの偵察などで情報を収集、建設省の通信システム「K-COSMOS」などで連絡を取り合うものである。

大規模災害時の情報交換に関する協定

陸上自衛隊第2混成団長（以下「甲」という。）と、建設省四国地方建設局長（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における災害情報等の交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・風水害等により大規模な災害が発生した場合における災害応急対策、災害復旧対策に必要な、甲及び乙相互による災害情報等の交換方法を定め、もって、迅速化つ的確な対処に資することを目的とするものである。

（災害情報等の交換開始時期）

第2条 災害情報等の交換は、次の各号に掲げる時点から実施するものとする。

1. 気象庁が震度5弱以上の地震情報を発表したとき。
2. 地震・風水害等により大規模な災害が発生したとき及び発生が予想されるとき。
3. その他甲及び乙が必要と認めたとき。

（災害情報等の交換範囲）

第3条 甲及び乙による災害情報等の交換範囲は原則として次の範囲とする。

四国地方建設局の管理区間及び事業施行区間

（災害情報等の内容）

第4条 甲及び乙は、次の各号に掲げる情報を相互に伝達するものとする。

1. 道路の災害発生状況に関すること。
2. 交通の制限及び迂回路の情報に関すること。
3. 河川、ダム、砂防、海岸施設及び公園等の災害発生状況に関すること。
4. その他必要な事項に関すること。

（連絡体制及び連絡方法）

第5条 第4条に基づく相互の伝達要領は次のとおりとする。

1. 甲及び乙は、別に定める「確認事項」による様式等を用い、災害情報等をN T T等の回線（電話及びF A

X) 及び建設省K-COSMOSにより、情報交換する。

2. 甲の連絡窓口は、第2混成団第2科とする。

3. 乙の連絡窓口は、四国地方建設局企画部企画課とするが、災害対策本部が開設された場合には災害対策本部室とする。

4. 甲に所属する連隊等と乙に所属する事務所等との情報交換は、必要に応じて実施できるものとする。

5. 甲及び乙の所属する連隊・事務所等の連絡先は、下記によるものとする。

陸上自衛隊第2混成団災害派遣担任部隊連絡先 別紙第1

四国地方建設局防災業務担当連絡先 別紙第2

(他協定等との関係)

第6条 本協定は、平成8年11月25日締結の「道路災害における現地合同調整本部の運用等に関する申し合わせ(当面の措置)」の適用後は、これに引き継がれるものとする。

(防災訓練の実施)

第7条 甲及び乙は、必要の都度実施する本協定に関する防災訓練に協力し、大規模災害発生時に迅速かつ的確に情報交換できる体制を確認するものとする。